

工 事 数 量 総 括 表

工事区分	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	備 考
設計・解析・調査業務						
橋梁補修詳細設計	設計計画			業務	1.0	
	現地調査	現地調査		橋	6.0	
		現地計測		橋	6.0	
	上部工補修設計	上部工補修設計(RC)	対象:3橋	橋	2.4	類似構造物による補正 =標準歩掛 $1+(0.7 \times n)$, $n=2$
		上部工補修設計(PC)	対象:1橋	橋	0.8	健全度による補正 =標準歩掛 $0.8 \times n$, $n=1$
		上部工補修設計(鋼橋)	対象:2橋	橋	1.6	類似構造物・健全度による補正 =標準歩掛 $1+(0.7 \times 0.8 \times n)$, $n=1$
	下部工補修設計	下部工補修設計	対象:2橋	橋	1.7	類似構造物による補正 =標準歩掛 $1+(0.7 \times n)$, $n=1$
	設計図作成			橋	6.0	
	数量計算作成 概算工事費算出			業務	1.0	
	照査			業務	1.0	
	打合せ			業務	1.0	

橋梁補修詳細設計対象一覧

No.1

○:判定Ⅲ,Ⅳ △:判定Ⅱ

橋名	下湯蓋橋	湯蓋橋	吉ヶ谷橋	風森橋	この滝橋	柏野橋			
路線名	岩倉湯蓋線	西高倉西山線	中屋敷吉ヶ谷線	薬師寺線	山畑田代線	柏野川西線			
橋長	10.8	12.8	8.0	10.6	17.0	57.1			
径間数	2	1	2	1	1	3			
上部工形式	T桁	T桁	H桁	T桁	箱桁	H桁			
上部工材料	RC橋	RC橋	鋼橋	RC橋	PC橋	鋼橋			
下部工基礎	直接基礎	直接基礎	直接基礎	直接基礎	直接基礎	直接基礎			
設計計画	○								
現地調査	○	○	○	○	○	○			
現地計測	○	○	○	○	○	○			
補修	上部工補修設計(RC)	○	○	—	○	—	—		
	上部工補修設計(PC)	—	—	—	—	△	—		
	上部工補修設計(鋼橋)	—	—	○	—	—	△		
	下部工補修設計	—	—	—	—	○	○		
設計図作成	○	○	○	○	○	○			
数量計算作成・概算工事費算出	○								
照査	○								
打合せ・関係機関協議	○								

橋梁補修詳細設計業務にかかる特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、安全で円滑な交通の確保及び第三者への被害の未然防止・橋梁の維持管理を効率的・効果的に行うため橋梁点検の診断結果に基づき、橋梁の補修設計を行うことを目的とする。

2. 設計・検討項目の中止

既存調査資料、図面等により対策工法の検討を進めることができる場合、検討の必要のない項目は中止することにする。

3. 安全管理

既設橋梁の確認にあたり、交通規制が必要となるため、一般交通への影響を最小限となるよう計画し、関係機関及び周辺自治会等の了解を得ること。

4. 対象橋梁（6橋）

橋梁名：下湯蓋橋，湯蓋橋，吉ヶ谷橋，風森橋，この滝橋，柏野橋

5. 業務内容

設計計画

業務の目的・主旨を把握し、調査計画や必要となる資料の把握を行い、工程などの業務を策定する。また、設計図書・管理図等から橋梁諸元等の設計条件を整理する。

現地調査

現地調査

- ・現地調査では設計業務の実施に当たり設計等に必要な現地の状況把握を行う。
- ・目視による損傷度確認を行う。

現地計測

- ・現地計測では設計業務の実施に当たり既設橋梁等の設計に必要な形状寸法の計測を行う。

上部工補修設計

上部工補修設計（P C）

- ・ P C 上部工の補修にかかる詳細設計を実施する。また、補修に伴う仮設計画、施工計画の策定を行う。

上部工補修設計（R C）

- ・ R C 上部工の補修にかかる詳細設計を実施する。また、補修に伴う仮設計画、施工計画の策定を行う。

上部工補修設計（鋼橋）

- ・ 鋼橋上部工の補修にかかる詳細設計を実施する。また、補修に伴う架設計画、施工計画の策定を行う。

下部工補修設計

- ・ 形式を問わず下部工の補修にかかる詳細設計を実施する。また、補修に伴う仮設計画、施工計画の策定を行う。

設計図作成

- ・ 構造一般図、構造詳細図、仮設計画面等の設計図面を作成する。
（構造一般図については、既設構造及び計画構造物等の位置関係が判る寸法を記入する。）

照査

- ・ 照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出する。
 - ※設計条件の決定に際し、現地状況・基礎情報等を収集・把握しているか。
 - ※設計条件と補修設計内容の整合が取れているか。また、施工条件が設計計画に反映されているか。
 - ※設計方針及び設計手法が適切であるか。
 - ※設計図・数量の正確性、各種基準との整合が図れているか。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 三重県を伊賀市と読み替える。 ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input checked="" type="checkbox"/> （2）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 河川協議に必要となる図面、工事発注用図面及び数量の提出を発注者より指示する ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 建設 部門 鋼構造及びコンクリート 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 鋼構造及びコンクリート 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
管理技術者の のその他要件	<input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和2年5月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
照査技術者の要件	照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input type="checkbox"/> 部門 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input checked="" type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input type="checkbox"/> 部門、 <input checked="" type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は 5 回とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 過年度橋梁補修詳細設計成果品、橋梁点検資料 ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和2年5月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和2年5月